

Ashiya information

お知らせ

緊急地震速報の訓練
でシェイクアウト

防災行政無線(屋外スピーカー等)から訓練放送が流れます。身を守る行動の確認をしてください。

- 日時 6月15日(水)午前10時ごろ
- 場所 市内全域※放送が聞き取れない、もう一度聞きたい人は、自動応答(☎0180-99-7787)へ～緊急地震速報を聞いたら、どうすればいいの?～



シェイクアウトは、地震から身を守る行動です。①まず低く②頭を守り③動かないのポイントを守り、身の安全を確保するようにしましょう。周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに行動しましょう。

- 問い合わせ 防災安全課 ☎38-2093

市有地の売却

一般競争入札方式で市有地を売却します。



- 案内書 6月1日～7月15日に下記窓口で配布
- 入札期間 7月1日～15日
- 開札日 7月22日(金)
- 資格 入札に先立ち、入札保証金(入札金額の5%以上)が払える個人・法人
- 対象 (所在地・面積・最低売却価格)
翠ヶ丘町2番2・1,605.17㎡・5億5,200万円
- 問い合わせ 用地管財課 ☎38-2013

令和3年度公文書公開と
個人情報保護制度の状況

【公文書公開の実施状況】

公文書公開請求 56件
全部公開10件/部分公開34件/非公開1件/存否
応答拒否4件/不存在9件/却下0件/取下げ5
件/審査請求3件

【個人情報保護制度の運用状況】

個人情報取扱事務の登録件数 355件
個人情報開示請求 40件

福祉医療費助成制度

問い合わせ
地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076



医療区分	対象	所得制限基準等【令和3年分】
高齢期移行助成	65歳になる月～70歳になる月の人 (1日生まれの人は前月までを対象)	市民税が課税されていない世帯で、次のいずれかに当てはまる人 ▶世帯全員に所得がない人 (年金収入の場合は80万円以下) ▶受給者本人の年金収入と所得の合計が80万円以下で、要介護2以上の認定を受けている人
乳幼児等医療費助成	0歳 1歳～小学校3年生修了前	—
子ども医療費助成	小学校4年生～中学校修了前 (15歳になった後の3月31日まで)	保護者等それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
母子家庭等医療費助成	▶母子・父子家庭等の父母とその児童 ▶父母と死別した児童等 ▶父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者 (いずれも18歳になった後の3月31日まで)	母等扶養義務者の扶養人数が0人の場合、所得が192万円未満 扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満
障害者医療費助成	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	受給者本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
高齢障害者医療費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	

■福祉医療費受給者証の更新

現在の受給者証の有効期限は6月30日(木)です。対象の人へ新しい受給者証を6月末に送付します。所得の判定に時間がかかる場合、7月以降の送付になることがあります。(受給者証が届くまでに医療機関等で受診された場合は、申請により還付します。必ず領収書を保管してください)

■現況届の提出(母子家庭等医療費助成制度)

現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと、受給できません。

- 医療機関・薬局の適正受診にご協力をお薬手帳を持参し、薬のもらいすぎに注意しましょう
救急の場合を除き、できるだけ時間外・深夜・休日の受診は控えましょう。

全部開示3件/部分開示38件/不開示0件/存否
応答拒否0件/不存在7件/却下0件/取下げ0
件/審査請求3件

※1つの請求で複数の公開・開示があるため、合計と請求件数は一致しません。

- 問い合わせ 文書法制課 ☎38-2010

申請・届け出

児童手当・特例給付を
振り込みます

子どもが生まれたとき、転入・転出のときは、下記窓口または郵送で手続きしてください(公務員は勤務先へ)。

- 対象 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母等
※所得制限があります。詳細は市ホームページまたは下記へ

【現在受給中の人へ】

2～5月分の児童手当・特例給付を6月15日(水)に指定の口座に振り込みます。

【10月支給分からの変更点】

- ▶所得が上限額以上の場合は、手当が支給されなくなります
- ▶一部の人を除いて現況届の提出(継続の手続き)が不要になります

- 問い合わせ 子育て政策課こども係 ☎38-2117

子育て世帯生活支援
特別給付金

低所得の子育て世帯は、「子育て世帯生活支援特別給付金」が受けられます。

- 給付額 児童1人あたり50,000円(受給要件など、詳しくは市ホームページまたは下記へ)
- 問い合わせ 子育て政策課こども係(南館1階17番窓口) ☎38-2045

芦屋市奨学金の申請受付



- 対象 経済的理由により修学が困難で次の全てにあてはまる人
▶高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3学年)、特別支援学校(高等部)またはこれに準ずる学校の高等部に在学
▶申請者の生計を維持する人が、市内に居住(原則、住民登録)している
▶申請者の生計を維持する人の年間所得額が基準額以下、失業中または家計急変によりその発生後1年間の所得額が基準額以下になる見込みである
※兵庫県高等学校等奨学給付金の支給を受けることができる人は併給できません(通信制の学校に在学している人を除く)

- 申し込み 7月15日(金)までに必要書類(6月1日から各学校・下記で配布)を下記へ

- 問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085